

令和7年7月25日

加入者のみなさま

千葉県食品製造健康保険組合

マイナ保険証ご利用登録のお願い

日頃より、当健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月より医療機関等の受診は、原則マイナ保険証での受診が基本となっておりますが、令和6年12月以前からの加入者は経過措置期間として、令和7年12月1日まで健康保険証がご利用いただけるところです。

今後、まだマイナ保険証をお持ちでない方を対象に健康保険の「資格確認書」を8月末の情報をもとに一括で交付する予定ですが、現在総加入者の30%程が未登録の状況です。経過措置の終了した後、令和7年12月2日以降健康保険証は使用できなくなります。事業所の事務負担にもつながりますので、加入者のみなさまにはぜひこの機会にマイナ保険証を取得していただきますようお願い申し上げます。

《マイナ保険証で受診するメリット》

- ◎初めての医療機関でも過去のお薬情報や健診結果などが確認できる（本人が同意した場合）
- ◎手続きなしで高額療養費の限度額を超えた支払が免除される
- ◎マイナポータルで特定健診の結果やお薬情報などが確認でき健康管理に役立つ

※マイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードの申請をお願いします

申請方法は、①交付申請書を使用して住民票住所の市区町村へ郵送

②オンライン申請（スマートフォンやパソコンから）

③街の証明写真機で申請

マイナンバーカードがお手元に届きましたら、マイナ保険証の登録をお願いします。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の登録をお願いします

登録方法は、①医療機関や薬局等の窓口のカードリーダーから行う

②ご自身のスマートフォンから行う

③セブン銀行ATMから行う

※マイナ保険証に登録済みの方も、マイナンバーカードの有効期限切れにご注意ください

市区町村から有効期限前に案内が送付されます。お早めの手続きをお願いします。

《マイナンバーカードの健康保険証利用の申込手続きの問合せ先》
内閣府の「マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）」をご利用ください